

○石川県公安委員会公印規程

昭和52年2月10日

石川県公安委員会規程第2号

改正 平成11年10月15日公安委員会規程第2号
平成17年3月14日公安委員会規程第2号
平成17年11月17日公安委員会規程第6号
平成19年5月17日公安委員会規程第3号
平成26年2月6日公安委員会規程第2号
平成29年3月10日公安委員会規程第12号
令和2年2月20日公安委員会規程第1号
令和4年4月7日公安委員会規程第4号

石川県公安委員会公印規程を次のように定める。

石川県公安委員会公印規程

(趣旨)

第1条 この規程は、石川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）において使用する公印の名称、規格、保管及び使用等について、必要な事項を定めるものとする。

(公印の定義)

第2条 この規程において「公印」とは、公安委員会若しくはその長（以下「委員長」という。）の発する公文書に押印して公安委員会を証する印章で、この規程により登録されたものをいう。

(公印の種別、名称、規格)

第3条 公印の種別は、次のとおりとする。

- (1) 一般公印 一般的な用途に使用するもの。
- (2) 専用公印 特定の用途に使用するもの。

2 公印の名称及び規格は、別表のとおりとする。

(公印の管理責任者)

第4条 公印の管理責任者は、石川県警察本部警務部総務課長（以下「総務課長」という。）とする。

2 管理責任者は、公印の管理について総括的な責に任ずる。

(公印の保管責任者)

第5条 公印の保管責任者は、別表で示す石川県警察本部の課長及び警察署長とする。

2 保管責任者は、公印の使用及び保管について、その責に任ずるものとする。

3 保管責任者は、必要により次席、副署長及びその他の者を補助者に指定することができる。

4 補助者は、保管責任者の命を受け、公印の使用、保管、その他の事務を処理するものとする。

(公印の作成等)

第6条 公印の作成、改刻及び廃止（以下「公印の異動」という。）の手続きは、総務課長が行うものとする。

2 総務課長は、公印の異動を必要とするときは、公印作成（改刻、廃止）申請書（別記様式第1号）により、石川県警察本部長の決裁を経て公安委員会に申請しなければならない。

3 保管責任者は、公印の異動を必要と認めるときは、その理由を付して総務課長に申請しなければならない。

(公印の登録)

第7条 総務課長は、公印登録カード（別記様式第2号）を備え、公印の印影を登録し、公印の異動その他公印登録カード記載事項に変更の生じたときは、その都度整理しておかなければならない。

(公印の使用)

第8条 公印の使用区分は、別表のとおりとする。

2 前条の規定により登録された公印以外の印章は、公文書に使用してはならない。

3 公印は、公文書以外に使用してはならない。

4 公印を使用するときは、押印を必要とする文書に所定の決裁の終わった起案文書を添えて保管責任者に（補助者を含む。以下この条において同じ。）に提示し、承認を受けなければならない。

5 公印の使用は、保管責任者の面前において行わなければならない。

(公印押印控簿の備え付け)

第9条 保管責任者は、公印押印控簿（別記様式第3号）を備え付け、公印の使用者に、所要事項を記載させなければならない。

(公印の取扱い)

第10条 公印を取扱うときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 公印を損傷しないよう丁寧に取扱うこと。

(2) 公印を放置したまま席をはずさないこと。

(3) 公印をみだりに他人に手渡さないこと。

(公印の保管)

第11条 公印は、印箱に納め、施錠のある箇所に収納して保管しなければならない。

2 保管責任者は、改刻又は廃止により不用となった公印（以下「不用公印」という。）について速やかに総務課長に保管替えの手続きをしなければならない。

3 総務課長は、前項に規定する不用公印を、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に定める期間保管しなければならない。

(1) 石川県公安委員会印及び石川県公安委員会委員長印 3年

(2) 前号以外の公印 2年

4 前項の期間を経過した不用公印は、総務課長が廃棄するものとする。

(公印の刷込み)

第12条 自動車等運転免許証は、公印の押印に代えて、印影を刷り込むことができ

る。

- 2 前項の外、公印の押印に代えて、証票等に印影を刷り込む必要があるときは、公安委員会公印刷込み承認伺（別記様式第4号）により公安委員会（総務課長を経由）の承認を受けなければならない。
- 3 公印の刷込みをする場合は、印影の原版及び刷込みをした証票等の盗難、紛失その他の事故防止に留意しなければならない。

（事故報告）

第13条 保管責任者は、公印の盗難、紛失、偽造その他の事故があったときは、公印事故報告書（別記様式第5号）により、その状況を速やかに公安委員会（総務課長を経由）に報告しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、昭和52年3月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に使用する公印については、この規程により新調したものとみなす。

附 則（平成11年10月15日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成11年10月15日から施行する。

附 則（平成17年3月14日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月17日公安委員会規程第6号）

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成19年5月17日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成26年2月6日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月10日公安委員会規程第12号）

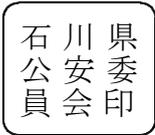
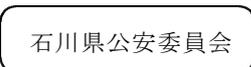
この規程は、平成29年3月12日から施行する。

附 則（令和2年2月20日公安委員会規程第1号）

この規程は、令和2年2月20日から施行する。

附 則（令和4年4月7日公安委員会規程第4号）

この規程は、令和4年4月7日から施行する。

					委員証	
石川県公安 委員会印 (2号)		れい書	21	21	自動車等運 転免許に關 する事務及 び行政事務 等	運転免許 課長
石川県公安 委員会印 (3号)		れい書	4.5	4.5	自動車等運 転免許証	総務課長
					駐車監視員 資格者証	交通指 導課長
石川県公安 委員会印 (4号)		かい書	4	25	自動車等の 運転免許証 の事務及び 行政事務等	運転免許 課長 各警察 署長
石川県公安 委員会印 (5号)		かい書	8	15	風俗営業等 の規制及び 適正化等に 關する法律 の質屋営業 法、所及縮 法等に基 づく許可証 の事務	各警察 署長
					道路交通法 に基 づく命 令等 の事務	交通指 導課長
石川県公安 委員会(圧 印) (6号)		れい書	(長径) 21	(短径) 15	自動車運 転に關 する 事務	運転免許 課長
					駐車監視員 資格者証に 關する事務	交通指 導課長
石川県公安 委員会(圧 印) (7号)		れい書	(長径) 30	(短径) 22	銃砲刀劍類 所持等取締 法の事務 風俗営業等 の規制及び 適正化等に 關する法律 に基 づく許可証 の事務	各警察 署長

<p>石川県公安 委員会（圧 印） （8号）</p>		<p>れい書</p>	<p>(短径) 15</p>	<p>(長径) 18</p>	<p>警備業法関 係法令に基 く合格証に 及及び受検 銃等取締に 持等法令に 係表示措 く書控、ク 令書ウ番 スボ銃安 獵員証及 委射撃資 少定証、格 事務管許 に基づく 等事務受 付票</p>	<p>生活安 全企画 課長</p>
<p>石川県公安 委員会印 （9号）</p>		<p>てん書</p>	<p>(直径) 28</p>		<p>国外運転免許 証に関する事 務</p>	<p>運転免 許課長</p>
<p>石川県公安 委員会印 （10号）</p>		<p>てん書</p>	<p>(直径) 20</p>		<p>国外運転免許 証に関する事 務</p>	<p>運転免 許課長</p>

別記様式第1号（第6条関係）

第 年 月 日
号

石川県公安委員会 殿

総務課長印

公印作成（改刻・廃止）申請書

1 公印の種別、名称及び規格

2 作成（改刻・廃止）の理由

3 その他

別記様式第3号（第9条関係）公印押印控簿

確認者印	押印 年月日	押印文書		取扱者	
		発送先	文書件名	所属	氏名

別記様式第4号（第12条関係）

公安委員会公印刷込み承認伺 第 年 月 号 日 石川県公安委員会 殿 課 署 長 名 印 次のとおり公安委員会公印を刷込みしてよろしいか。					
証票等の名称					
理由					
印影の形態	字体		寸法		刷込みする文字
備考					

備考 証票等の見本等を添えること。

別記様式第5号（第13条関係）

第 年 月 日 号
石川県公安委員会 殿
課 署 長 名 印
公 印 事 故 報 告 書
1 公印の種別及び名称
2 事故の種別
3 事故発生の日時
4 事故発生の場所
5 事故の概要
6 処 置
7 そ の 他